

盛岡市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年2月27日

盛岡市監査委員	工藤由春
同	菊池秀一
同	小山田正美
同	八木橋美紀

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成29年12月1日付け29盛監第52号 |
| 2 対象部署及び事項 | 財政部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

29 盛 財 第 137 号

平成 30 年 2 月 27 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 12 月 1 日付け 29 盛監第 52 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（財政部財政課）

物品の購入に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- (1) 不備のある見積書を徴取しているもの
- (2) 完結文書に見積書を保管していないもの

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)について

不正経理防止を含めて適正な調達事務の執行のために、見積書の徴取が適正に行われるよう、課内研修を実施し、課員全員に指導徹底した。

イ 指摘事項(2)について

物品の購入に当たり、財務規則及び文書規程の規定に基づく適正な文書管理及び支払証書の管理のために、完結文書へ見積書を保管するよう課内研修で指導徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、職員の会計処理の認識不足によるものである。

今後は、担当者にはおいては支出伝票起票の際に関係書類の日付等を再確認し、担当係長にはおいては決裁への添付の有無に関わらず関係書類に不備がないか確認するほか、四半期を目途に定期的に関係書類の有無、記載内容等について再確認

を行うこととし、再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、財務規則及び文書規程についての担当職員の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

今後は、担当者においては支出伝票起票の際に見積書の有無を再確認し、確実に関係書類とともに綴ることとし、担当係長においては決裁の段階で関係書類の保管について担当者に再確認するほか、四半期を目途に定期的に関係書類の有無、記載内容等について再確認を行うこととし、再発防止に努める。

29 盛契第 61 号
平成 30 年 2 月 23 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 12 月 1 日付け 29 盛監第 52 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（財政部契約検査課）

随意契約見積合わせに当たり、無効とすべき見積書を有効として取り扱っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

随意契約見積合わせに当たり、必要な記載事項や押印があるか十分に確認したうえ有効な見積書か判断すること及び決裁時に十分な確認をすることを、職場ミーティングにおいて課員全員に周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、契約事務担当者、決裁権者及び決裁経由者の確認不足によるものである。

今後は、契約事務担当者の随意契約時の確認並びに決裁時の決裁権者及び決裁経由者の確認を徹底し、再発防止に努める。

29 盛資経第 15 号

平成 30 年 2 月 23 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 12 月 1 日付け 29 盛監第 52 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（財政部資産経営課）

物品の購入に当たり、完結文書に見積書を保管していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

物品の購入に当たり、財務規則及び文書規程の規定に基づき、適正に見積書を徴取し保管するよう課内研修を実施し周知徹底した。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、財務規則及び文書規程についての担当職員の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

今後は、関係規程に則った適正な事務の執行を行うよう、複数の職員による確実な相互チェックを実施し、再発防止に努める。